平成２１年（フ）第１７６号
福島県いわき市平北白土字ネギ内９番地の２
破産者　有限会社サトウスタジオ
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５６号
茨城県日立市諏訪町３丁目14番17号
破産者　株式会社石黒製作所
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４４号
群馬県館林市大手町11番45号
破産者　有限会社ペルル縫製
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１９８６号
埼玉県川口市大字安行北谷625番地の４
破産者　有限会社本間電工
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜927番地３
ローヤルシティ白岡第２―204
破産者　有限会社アールテック
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
千葉県松戸市新松戸４丁目177番地の１　楓ハイツ103号
破産者　鈴木　盛夫
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９６７号
千葉県柏市東山２丁目１番43号
破産者　壬生　和夫
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７７号
千葉県我孫子市都部539番地の５、住民票上の住所千葉県成田市新駒井野43番地
破産者　櫻井　伸一
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１２７２号
静岡県浜松市中区砂山町350番地
破産者　日京株式会社
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３３８号
東京都中野区野方２丁目61―16
破産者　田安　晴美
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５５９号
東京都墨田区江東橋３丁目３番10号　新ＩＣプラザビル地下１階
破産者　株式会社藤
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５７９号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目10番８号
破産者　株式会社平成ハウスアップ
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５８０号
埼玉県所沢市東所沢和田１―13―４センチュリー藤103、住民票上の住所埼玉県川越市諏訪町21―９―101
破産者　相場　一男
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５５号
東京都福生市志茂63番地１ダイアパレス福生牛浜403号室
破産者　若菜　好美
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０４４号
横浜市中区弥生町３丁目33番地２
破産者　有限会社櫂設計室
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９号
長野県飯山市大字飯山11492番地181
破産者　有限会社オフィスケーエム
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
愛知県新城市有海字稲場８番地
破産者　有限会社鈴木運輸
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７２４号
大阪府吹田市江坂町１丁目16番10号メゾン江坂20Ａ号室
破産者　光住研株式会社
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７３２号
大阪市淀川区西中島４丁目７番２号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市寺内２丁目２番22―403号
破産者　株式会社松浦産業
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部